

健 介 第 1978 号

令和 8 年 8 月 7 日

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

介護保険課長

認知症対応型共同生活介護事業所の管理者の兼務について

令和 6 年 3 月 25 日付け健介第 5136 号において、過度な兼務の事例を踏まえ、通知して  
おりました標記の件につきまして、今般、職員配置数や ICT の活用等により利用者の処遇  
に支障が出ないケースについての取扱いを整理し、同通知を改正しましたのでお知らせし  
ます。引き続き国の基準や通知を確認の上、適切な事業所運営を行ってください。

○ 管理者の兼務について

- (1) 当該共同生活住居の他の職務（介護従業者や計画作成担当者）
- (2) 同一の事業者によって設置された他の事業所や施設等の管理者又は従業者

(1) か (2) のどちらか 1 つを選択（両方の選択は不可）。

なお、1 の事業所に複数の共同生活住居を設けている場合、それぞれの共同生活住居の  
管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとされて  
いますが、当該共同生活住居の他の職務と他の共同生活住居の管理者又は他の職務を兼務  
させる場合は、利用者数及び状況、職員数や ICT の活用等により業務過多により利用者の  
処遇に支障がない旨について、別紙「兼務状況確認書」及び「誓約書」を用いてお示しく  
ださい。

【支障がない場合とは】

- ・利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業  
務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないこと
- ・事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに事業所又は利用者へのサービス提  
供の現場に駆け付けることができる体制であること

【想定される支障がないケースの例】

- ・管理業務について、業務過多とならないよう事務員やケアマネ以外の計画作成担当等の  
職員を配置し、管理業務を分担している。
- ・ICT 機器の活用により介護負担を軽減し、負担軽減に応じて管理業務を分担する体制等  
を整備している。

○ 今後の取り扱いについて

上記取り扱いを満たしていなければ、指導の対象となります。また、今後勤務形態一覧表を提出する際には、当該取り扱いについて届出済みであることを明記してください。

○ 根拠法令（抜粋）

令和6年4月1日から

基準省令第91条

指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

解釈通知

令和6年4月1日から

（2）管理者（基準第91条）

① 指定認知症対応型協同生活介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者としての職務に従事する場合

ロ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合（訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに指定認知症対応型共同生活介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられる。）

なお、1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとする。